

論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 法 学 ）	氏名	板倉 和裕																				
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当																						
<p>論 文 題 目</p> <p style="text-align: center;">民主主義とマイノリティ —独立インドの包含的政治発展への道—</p>																							
<p>論文審査担当者</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">主 査</td> <td style="width: 15%;">教 授</td> <td style="width: 50%;">吉田 修</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>審査委員</td> <td>教 授</td> <td>牧野 雅彦</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>審査委員</td> <td>教 授</td> <td>森邊 成一</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>審査委員</td> <td>准教授</td> <td>外川 昌彦 (大学院国際協力研究科)</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>審査委員</td> <td>准教授</td> <td>中溝 和弥 (京都大学)</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> </table>				主 査	教 授	吉田 修	印	審査委員	教 授	牧野 雅彦	印	審査委員	教 授	森邊 成一	印	審査委員	准教授	外川 昌彦 (大学院国際協力研究科)	印	審査委員	准教授	中溝 和弥 (京都大学)	印
主 査	教 授	吉田 修	印																				
審査委員	教 授	牧野 雅彦	印																				
審査委員	教 授	森邊 成一	印																				
審査委員	准教授	外川 昌彦 (大学院国際協力研究科)	印																				
審査委員	准教授	中溝 和弥 (京都大学)	印																				
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>第二次世界大戦後間もない時期に植民地支配から独立した諸国の中で、インドは内戦などを経ることなくほぼ一貫して民主主義的な体制を維持してきた稀な国であるが、同時にその憲法が、単に民主主義体制という「多数の支配」を規定してだけでなく、多様な集団に対するさまざまな配慮を当初から組み込んでいたという意味でも、非常に例外的な国家であると言える。本論文は、独立期のインド政治、とくに制憲過程に焦点を当て、植民地支配から脱して民主主義的統治体制を構築する過程において、インド社会の特徴である「集団の多様性」に対する配慮がどのようにして憲法的・制度的な枠組みに組み込まれることになったのか、その政治過程を解明するものである。</p> <p>本論文は、3章からなる中心部分と、序論及び終章から構成される。</p> <p>序論は、インドの独立への過程の中で、第1章から第3章までの各章がそれぞれ扱うムスリム、不可触民、言語集団が、特別に処遇されるべき集団として認識されるようになる経緯を示しつつ、それらの諸集団を包括する概念としての、本論文における「マイノリティ」概念を提示する。</p> <p>第1章「印パ分離独立の政治的帰結—ムスリム留保議席の撤廃と『集団の権利』概念の形成—」は、上述の3集団のうち、インドにおけるマイノリティ問題の中心的位置を占めてきたムスリムの処遇問題を取り上げる。植民地時代に行われていたムスリムに対する分離選挙廃止し、合同選挙の下で留保議席を認める、という制憲議会の当初案が、印パ分離独立を経つつ、留保議席ではなく文化的権利の保障という形に収まっていく過程を、ムスリム勢力の合意を調達する政治的「時間」への会議派主流による配慮に焦点を当てながら考察する。</p> <p>第2章「政治的優遇措置をめぐる「正当化」根拠の再構築—指定カースト留保議席の導入とB・R・アンベードカル—」は、指定カースト（不可触民）出身の政治指導者アンベードカルに焦点を当て、植民地時代からの連続性上にある「マイノリティに対する政治的配慮」が印パ分離独立によって正当性を消失させられる中で、会議派との協力に転じたアンベードカルは、「マイノリティ」に代わる「後進性」という概念によって、自身のコミュニティに留保議席な</p>																							

どの政治的配慮を確保することができたことを、彼自身の立場の変遷の中から読み解く。

第3章「多民族の共存に向けて—多様性を受容する連邦制の形成過程を中心に—」は、各地からの強力な言語州要求にもかかわらず、憲法制定者たちが更なる分離独立を恐れて棚上げしようとした州の言語を基礎とした再編への彼らの対応の変化を、関係者たちの合意の存在を前提とした州再編条項に至るまでの過程として、ネルーの態度を中心に考察する。

終章は、以上の3章の考察を踏まえ、制憲議会の設定した憲法枠組が、インドのその後の政治発展に与えた影響を検討し、インドは民主主義の垂直的深化（指定カースト集団の政治主体化）と水平的拡大（言語集団を基礎として州自治の活発化）を生み出したとしたうえで、ムスリムについては、憲法的秩序に独自の代表基盤を獲得することを断念したために、独立後の政治発展の中でも政治的主体として成長することができなかったこと、そして憲法典における文化的権利の保障は会議派という政治勢力による「保証」でしかなかったことが会議派勢力の衰退と言う政治的变化を通じて明らかになる中で、政治的主体性の確立こそが権利保障の鍵となるという現代的課題を指摘して結論とする。

本論文の内容に対して審査委員からは、「重要でありながらこれまで十分に論じてこられなかった問題を取り上げることは評価できる」、「ムスリムと指定カーストを同時に取り上げる点も新奇性がある」といった評価がなされたが、同時に「政治学的にどのような意味があるのか」、「民主主義観が欧米的視点に偏っていないか」、「明確なマジョリティがない中で、『マイノリティ』という問題設定の仕方は正確ではないのではないか」、「マイノリティ問題の実相が十分に論じられていないのではないか」といった疑問が呈示された。これらに対して著者は概ね的確に回答し、また一部は今後の課題として認められた。

これら論文の内容と、審査委員と著者との質疑とを踏まえ、審査委員は、本論文は独立インドにおける民主主義的発展の原点に関する研究を、支配的 (dominant) ではない集団への配慮の設定過程という、重要な意義をもちながらこれまで十分に研究されてこなかった視角から行っており、かつそれは今日の諸問題を考察する重要な視点を提供するものであるという点で、意見が一致した。それゆえ、本論文は博士論文とするに足る学術的意義と独自性を持つと委員一同は結論付けた。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（法学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500字以内とする。